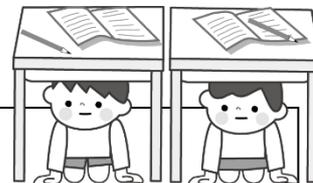


自然災害時の措置について

茨木市では、地震の発生や気象警報等が発表又は発令された場合について、次のように定めています。



1 地震発生時の措置

*震度5弱以上の地震が発生した場合

- ・始業前に発生 → 臨時休校
- ・授業中に発生 → 授業中止（状況により学校待機、保護者に引き渡すまで保護・監督）
- ・登校時に発生した場合は原則登校。下校時は帰宅し、保護者が管理。

*震度5弱未満の地震が発生した場合

- ・学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかが判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する。

※ 臨時休校の期間は、被害状況により異なるため、学校から連絡します。

2 気象警報発表時等の措置

茨木市に「暴風警報」「特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）」が発表された場合及び校区内の地域に「避難指示」が発令されている場合は、次の措置をとります。

*午前7時の時点で「暴風警報」「特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）」が発表されている場合及び校区内の地域に「避難指示」が発令されている場合

- ・自宅待機

*午前9時までには上記警報等が解除された場合

- ・解除された時点で、安全に注意しながら登校（小学校は給食がありますが、中学校は、午前7時に上記警報が発表されている場合、給食はありません。）

*午前9時に上記警報等が解除されていない場合

- ・臨時休校

*登校後に上記警報等が発表又は発令された場合は、原則としてその時点で下校。

*登校時に発表又は発令された場合は原則登校。下校時は帰宅し、保護者が管理。

*大雨・洪水等の警報が発表されているときは、休校ではありませんが、校区の状況から線状降水帯による大雨の可能性が予想された場合は、臨時休校になる場合があります。